

說林

宋代軍隊の入墨について

曾我部靜雄

は初めは刑徒の所罰方法として壯城とか牢城を置き、これに罪人を收容して官の諸役使に備へたものが起りである。宋の張方平の樂全集卷十四論國計事の條に、

太祖皇帝制折杖法、免天下徒、初置壯城牢城、
備諸役使、謂之廂軍、後乃展轉增創軍額、今遂
與禁軍數目幾等、

唐の玄宗の朝に兵農の分離が行はれてから、傭兵の制度が起り、五代の紛亂には各英雄が各自私兵を擁して覇を争ひ、遂に趙匡胤の勝ちとなつて宋國家

が建設された。かく宋が出来たが、矢張りその兵制は原則として召募の制度即ち職業兵士制であつた。

その兵種は普通禁軍、廂軍、鄉兵、蕃兵の四に區別される。禁軍は天子の衛兵で、京師を守り征戍に備ふるものである。廂軍と云ふのは諸州郡の鎮兵で、これは専ら州郡の百役に供せらるるものである。これ

楊仲良の通鑑長編紀事本末卷六十五議減兵雜類の條に、

熙寧三年十二月、樞密院言、諸路廂軍名額猥多、

自二騎射一至三牢城、其名凡二百二十三、

と見ゆ。この廂軍は専ら雜役に給することは先に述べた如くであるが、一部のものは教閱して廂禁軍と號するものとなし、後には下禁軍と稱するものとなしたとは通鑑長編紀事本末卷六十六に見えてゐる。こ

の廂軍があるために國の力役たる工作營繕は一般の民は與る所なく、天下の民力はこれによつて完固した草俊卿の群書考索後集卷四十一。

唐の德宗の時、兩稅法が創められ、租、庸、調の制度が廢され、民の庸即ち力役稅が免ぜられた筈にも不拘、五代の時などは凡そ國の役は皆民に調し、兩稅法によつて人民の力役の代償をば納めてゐる上に力役を課せられて、民は二重の負擔に苦んだのが、宋になつて廂軍の出現によつて救はれた次第である。鄉兵は宋史兵志の説明による

と、戸籍に選び、或は募りに應じ、これを團結し訓練せられた筈にも不拘、五代の時などは凡そ國の役は皆民に調し、兩稅法によつて人民の力役の代償をば納めてゐる上に力役を課せられて、民は二重の負担に苦んだのが、宋になつて廂軍の出現によつて救

支那にては古くより墨、劓、剕、宮、大辟の所謂五刑が行はれ、この五刑の内の墨刑は刑者の顔に黥即ち

して以つて各地の防守に任ずるものと云ふとある。即ちこは一種の民兵であり、義勇兵である。これに屬するものには曰く義勇、曰く弓箭社、曰く保毅、曰く寨戶、曰く強人、曰く土丁、曰く弩手、曰く洞丁、曰く槍手、曰く弓箭手、曰く勇敢などの名稱あるが、これはその各との地方の民によつて名づけたのである宋史百九十九部兵の條、玉海卷百三十一兵制門。蕃兵は士民兵にして國境附近に接して住居せる羌族などの降り來れるものを團結して藩籬の兵となしたものであり、これ亦一種の鄉兵であるが、人種が異なるにより特に蕃兵と云ふ。

以上の説明にて宋代の四種類の軍隊が明かとなつたが、宋代にはこの四種の兵士に顔及び手に刺繡即ち入墨する制度あり。これこそに説かんと欲するものである。

入墨するのである。而る所五刑の内の墨、劓、剕の三

神武元聖孝皇帝上の條に、

肉刑は前漢の文帝即位十三年に廢止された。それは
史記卷十文帝本紀を見るに、齊の太倉令淳于意罪あり、
刑せらるるに當り、その少女綏繁が、「夫死者不可
復生、刑者不可復屬、雖欲改過自新、其道無
由也、妾願沒入爲官婢、贖父刑罪」使得自新」と
云ふ如き悲痛なる上書をなしたによつて、文帝もそ
の意を憐悲してここに墨、劓、剕の三肉刑を除くに至
つた。これに代つて出來たものが笞杖の刑である。

かく墨刑などの肉刑は一旦廢せられて、永く國家の
定めたる刑罰中には無くなつたが、宋代にはこの墨
刑が復せられ且又兵卒に入墨する制度が出來た。兵
卒に黥するは唐以前には無きものの如し。この起源
は宋の前の唐末五代の紛亂の時にあり。而も二ヶ所
に同時頃に起つた。即ち一つは梁の太祖朱全忠の創
めたもの、他は燕王劉仁恭及びその子劉守光の創め
たものである。司馬光の資治通鑑卷六十六後梁紀太祖

初帝（梁太祖朱全忠）在藩鎮用法嚴、將校有

戰沒者、所部兵悉斬之、謂之跋隊斬、士卒失
之、送所屬、無不死者、其鄉里亦不敢容、由
是亡者，皆聚山澤爲盜、大爲州縣之患、壬寅
(開平元年十一月壬寅)、詔赦其罪、自今雖文
面、亦聽還鄉里、盜減什七八、

とあり。梁の太祖朱全忠が帝位に即かぬ前の藩鎮時代に、法を用ることと太だ厳格で、戦ひの際に將校に戦死する者あれば、その部下は己れ等の將を護らずして死に至らしめたとし、その責任者として、悉く部下を斬に處した。これを跋隊斬と謂ふ。この如く主將を失ふと死に處せらるることとて、主將を失ひたる士卒共は多く逃亡し歸り来る者なし。よつて太祖は悉く軍卒共の顔に軍號を刻印し、一見して軍卒

なるを明かにした。ために逃亡しても直ちに發見され、郷里にも容れられず、身を置く所無きに至り、ここに彼等は窮せし餘りに山澤に聚つて盜賊となり、各地を荒し廻り、州縣の患となつた。よつて太祖も法令を寬にし、顔に入墨ある軍卒も郷里に還ることを許したから、盜賊も大いに減するやうになつたと云ふ。これにて知らるる如く梁の太祖のなせる軍士に入墨せるは、軍士の逃亡を防止せんとする必要から考へ出したものである。他の劉仁恭の創めたものは、矢張り資治通鑑卷二百六十五唐紀、昭宣光烈皇帝の條に、

(天祐三年九月) 劉仁恭救_ニ滄州、戰屢敗、乃下令、境内男子十五以上、七十以下、悉自備_ニ兵糧、詣_ニ行營、軍發之後、有_ニ一人在_ニ閭里、刑無_ニ赦、或諫曰、今老弱悉行、婦人不能轉餉、此令必行、濫_ニ刑者衆矣、乃命勝_ニ執_ニ兵者盡行、文_ニ其面、曰、定_ニ霸都、士人則文_ニ其腕或臂_ニ曰、一心事_ニ主、於

是境內士民、穢孺之外、無_ニ不_ニ文者、得_ニ兵十萬、

と。この記事は薛居正等の撰せる舊五代史卷五十三劉

十五回

守光傳にも殆んど同一のものが載せられてゐる。唐

末五代の初め頃、幽州、滄州地方を領有してゐたる燕主劉仁恭は、汴の諸將のために累年苦められ、その上天祐三年七月梁祖朱全忠が自から將として滄州を攻めたるによつて、仁恭は令を下し、境内の男子は年十五以上七十以下の者を悉く徵發して軍に従はしめ、一人も残す所なく、貴賤の區別なく、その面に黥しては定_ニ霸都_ニと云ひ、その腕或は臂_ニ黥しては一心事_ニ主_ニと云ふ。これによつて境内的士民は幼孺の外は皆黥し、兵十萬を得たと。舊五代史には二十萬を得たとあり。尙ほ舊五代史によるに是れに由つて燕薊の人民は例として多く黥罪するやうになつたと云ふ。劉仁恭の場合も強制徵發による逃走を防ぐために入墨せしものと思はれる。又資治通鑑卷二百六十八後梁

紀の所に、

燕主劉守光籍ニ境内丁壯、悉文面爲兵、雖士人不免、

なる記事あり、劉仁恭の子劉守光が境内丁壯は悉く面に入墨して兵となしたとあるが、こは父劉仁恭が天祐三年に行ひたる黥面文臂の法をそのまま踏襲し、兵士は悉く黥面する制に彼はなしたのであらう。

以上の如く兵卒に入墨することは、唐末五代等亂の節、兵卒の逃走を防ぐ意味に於いて行はれたものであり、而もその起原は梁祖朱全忠と燕主劉仁恭及びその子劉守光にある如く思はる。従つて宋の蘇洵の嘉祐集卷五兵制の所には、

燕帥劉守光、又從而爲之黥面涅手之制、天下遂以爲常法、使之判然不得與齊民齒、
とあつて黥面涅手の制は劉守光より起ると言ひ、宋史卷百九 兵志召募の制の所には、

宋代軍隊の入墨について

唐末士卒疲於征役、多亡命者、梁祖令諸軍悉

鑿面爲字以識軍號、是爲長征之兵、

とあつて、この制度は梁祖朱全忠に起るとなしてゐる。

しかしそく兩起原を考ふるに、梁祖朱全忠の兵卒に黥せるは、藩鎮に在りし時即ち唐室を滅して簒立して天子となる以前、節度使或は王を稱してゐた時代にあり、帝を稱したるは唐の天祐四年四月（梁の開平元年四月）であるから、これ以前に兵卒に黥する制度を實施してゐたのである。又一方の燕主劉仁恭のなせるは明かに天祐三年九月に實施したとあり。而も兩者は唐の光化二年以來干戈を相交へ天祐三年七月には朱全忠自から兵を將るて燕の滄州を攻めたによつて、劉仁恭はこれに對抗せんために、同年九月部内の男子は貴賤となくその面臂に黥する非常手段に出た。兩軍の數年間に亘る交戦期間には充分に相互間に各々の軍士の姿を見ることが出来、他の長とする所は直ちに自己の軍隊に應用したるは想像

に難くない。鷹面涅手の兵も多分かゝる事情によつて一方が他を真似たものであらう。劉仁恭の行つたのは天祐三年九月なるは明かであるが、朱全忠のなせるは天祐四年四月以前なることのみは明で、その日時に至つては正確なる記録は今の所知り得ない。之れを要するに朱全忠か劉仁恭の何れかがこれを創始し、他がこれを真似、その日月は唐の最後なる天祐三年（西紀九〇五年）の頃と思はる。

唐末五代の初めに創始された鷹面涅手の兵制は、その次の宋に繼承された。宋の李燾の續資治通鑑長編卷百三十八にある韓琦の奏に、

五代多故、法制不立、乃募鷹面、以名正軍、年祀浸久、耳目習熟、百姓更不知前代籍民爲兵、但爲刺面給糧、則甘死戰鬪、
とあるは、この風習の五代より宋に傳はれる事實を述べてゐるのである。宋には禁軍、廂軍、鄉兵、蕃兵の別あることは前に述べたが、この四種の軍隊共に

入墨した。禁軍についてから述べるに當り、禁軍召募の方法より調べん。これについて宋史卷百八、兵志禁軍卷百九十三、兵志召募之制卷百九、兵志揀選之制及び宋の李燾の續資治通鑑長編卷四百六十七などを見るに、初め太祖は軍中の強勇なる者を揃んでこれを兵様と號し、これを諸道に送つてこの者の如き者を招募せしめた。後には更めて木梃を作り、これには尺度がつけられてあり、等長杖と謂ひ、高下の等をつくり、これを以つて度つて採用した。眞宗の大中祥符年間には等長杖を五尺八寸より五尺五寸に至るまでのものに改正するなど以後尺度は時々變更された。これによりて採用されたる者の中、伉健なるは禁軍に短弱なるは廂軍に、配屬さるが通例である。しかも採

用ざると入墨され兵卒となるに必要な金錢衣履を給せられる。勿論鷹面涅手はその所屬の隊號を入れられるのである。宋の曾公亮等の撰せる武經總要前集一軍制の所に、

至^ニ本朝(宋)^ハ沿^ニ唐末五代之制、並號^ニ禁軍、鯨
面管處、衣^ニ食公上、

と見ゆるのや、蘇轍の龍川別志^{一卷}には富弼が青州に
知事たりし時、河朔地方が大水にて民は東の方青州
に流入した。富弼はよく適當なる處置をなして流
民を救ひ、其の間強壯にして禁卒に堪ふる者を募
り數千人を得、これに指揮の二字を入墨し、これを諸
軍に配置する方法をとつたことや、長編^{卷百三十八}には

韓琦の請によつて、陝西の弓手中より簡拔して悉く
面に鯨し禁軍になししたことなどが見えてゐる。その
他^{宋史卷百八十七}、兵志禁兵の條や、長編の所々、群書考索後集

兵、蕃兵などの區別なく、一般民衆の心あるものも
立つて一大將のもとに集合し、宋のために金軍と戰
つた。從つてこれ等はその各々の大將の部曲の如き
觀を呈し、その駐屯する場所も定つた所なし。劉光
世軍、韓世忠軍、岳飛軍、張俊軍などがその中でも大
なるものであつた。宋の徐夢莘の著せる三朝北盟會
編^{卷十三}には、

建炎元年、九月二十九日、乙酉、王彥及^ニ金人、戰^ニ

於新鄉縣、不利兵潰、彥入^ニ太行山^聚衆、皆面

刺^ニ赤心報國、誓殺^ニ金賊^ニ八字^{、號^ニ八字軍}、兩河

響應、

兵制の所などに、刺すとか招刺などあるは皆入墨せ
しを言つたのである。これが北宋の末徽宗、欽宗二
帝が金軍に捕はれ、宋の社稷もこの時を以つて盡き
るに非ずやと思はれた頃に、國難は救はんとして振
ひ立つた勤王軍には、仲々勇壯な面白き鯨面の文あ
り。勿論この頃は、國家動亂の折とて禁軍、廂軍、鄉
く引用せる林泉野記には誓殺^ニ金賊^ニ不^レ負^ニ趙王^ニと

なつて少しく文字を異にす。宋の李心傳の撰せる建炎以來朝野雜記甲集卷八八字軍の條にも林泉野記と同様に誓殺金賊不負趙王となつて居る。共に八字なるにより八字軍たるの實には相違ないが、文面は異つて何れが眞か判定し得ない。而も李心傳は別の著書なる建炎以來繫年要錄卷九に於いては、

部曲感_ニ其義、乃皆刺_ニ其面、曰_ニ赤心報國、以示_ニ

其誠、王彦益自感勵、與_ニ士卒一同_ニ甘苦、未_レ幾兩

河響應、

とあつて、ここでは赤心報國と謂つてゐる。よつて益_ニ赤心報國が正しいか、不負趙王が正しいかが判定しがたくなつて來る。しかし建炎以來繫年要錄卷十に、

初葛進之掠_ニ濱棣二州_ニ也、其衆皆面刺_ニ字、曰_ニ不

負_ニ趙王、以示_ニ忠赤、進自稱_ニ統制、

とあつて、葛進の率ゆる軍が不負趙王の文字を面に刺したのであるが、此れと彼とが混合して、八字軍の

本當の八字は赤心報國誓殺金賊なるを_ニ誓殺金賊不負趙王と誤つたのではなからうか。尙ほ葛進の軍の不負趙王なる四字は三朝北盟會編卷二十百によるに、永不_レ負_ニ趙王、誓不_レ捨_ニ金賊_ニの十字なりしとあり。次に建炎以來繫年要錄卷十三建炎四年二月の條には、

茶陵縣軍賊二千餘人、犯_ニ郴州永興縣所_ニ虜鄉民、皆面刺_ニ聚集興_ニ宋四字、欲_レ自_ニ連韶路_ニ逕趨_ニ

虔州_ニ。

とあつて、茶陵縣軍賊が永興縣を犯し民を虜へて顏に聚集興宋の四字を刺して配下に入れられたことを述べ、又同書卷十五百には、

初壽春卒丁進、被_ニ罪而竄、遇_ニ亂復還_ニ郷里、聚_ニ衆於蘇村、後至_ニ數萬、皆面刺_ニ六點或入火二字、

進自號_ニ丁一箭、遂圍_ニ壽春府、(繫年要錄)

とあつて、丁進の集めし衆徒は面に六點或は入火の二字を刺點せるを謂つてゐる。三朝北盟會編卷一百見ゆる宗澤の奏言に、「節義丈夫、不敢顧_ニ愛其身_ニ、而

自鯨「面爭」先教「鴉者、又不知幾萬數人、」とある如く、兵卒は勿論、普通の人々も劍をとつて、勤王のために振ひたつ以上は、何れも當時の軍隊の習なる鯨面をなした。従つてその鯨面の文字は、宋を偲び金を怨む意味を含むは當然で、敵愾心の發露を顔に堂々と表はしたのである。一時の興奮によつて過激な文字を顔に鯨したものの、冷静に立ち歸り、金との間も和かなる状態に復歸してくると、かゝる過激なる文字をいつまでも顔に現し居るは折角沈靜しかけたる人心を刺戟し、金國の人々に對しても不快の念を懷かしめるものである。殊にこの頃兩國國交調整の局に當つてゐたかの秦檜は、徹頭徹尾金に對しては屈從主義を採つてゐたものであるから、かゝる兩國國交の障害となる如き事物の存在は、極度に嫌つたものであらう。しかし一旦入墨せしものは死するまで除くことは不可能である。ここに於いてか建炎以來繫年要錄卷十二紹興七年七月の條に、

宋代軍隊の入墨について

第二四卷

三九一

都督府請、諸軍有面刺大字及燒炙之人、不許入皇城門、從之、時西北忠義人、多有刺面爲殺敵報國等字、故申明焉、
とあつて、面上に大字を刺したものや、燒炙のあるものの、皇城の門即ち當時南宋の都なる臨安の城門より城中にに入るを禁止した。これは西北忠義の人士は多く殺敵報國などの文字を顔に刺してゐる理由によるところが、這般の事情を雄辯に物語れるもので、往々には國家の忠臣として重んぜられた者が、今は國家の嫌惡する所となる。城門に入るを許されぬ以上は天子の謁見も許されず、面上に鯨あるの將は他の無き者と更代して入朝せしめた。しかし紹興十四年二月、統制官の李用の入朝を許せし所、彼面に雙旗の鯨あり、閭門ために彼の入門を遮ざり、上の指令を仰ぐ。よつて、ここに鯨面焼炙あるの人も入見を許すことになつた。

以上禁軍は鯨面するを述べた。これ等は陸兵につ

いてであるが、宋には陸兵のみならず水軍もあり。特に南宋となつては楊子江、淮水が金や元との境となつてゐるので、自然水軍の發達を招き、種々なる戦艦を建造し、江淮の要所には要塞を築きたることは、宋史卷百八兵志禁軍の條に詳し。これ等水軍も亦黥面涅手された。建炎以來繫年要錄卷九紹興五年八月の條には、

都督行府言、以⁺見管湖南水軍、及周倫等所⁼部置⁻十指揮^上並於⁼手背上⁻刺⁼橫江水軍四字^{、從之、}

とあつて、湖南水軍及び周倫等の率ゆる水兵の手背上に横江水軍の四字を入墨せし事實を述べてゐる。

次は廂軍の黥面涅手について述べん。廂軍は先きに引用せし張方平の樂全集卷十四にある「太祖皇帝制」折杖法^{、免}天下徒、初置⁼壯城牢城、備⁼諸役使^{、謂}之廂軍、「[、]との如く、元來は罪人を使役に用ひたものを云つたのであるが、後には人數も多くなり、一般より

募集するやうになつた。支那に於ける刑法の制度は、先きに述べし如く、漢の文帝の時に肉刑を除き箠刑を採用してから、歷代これにより、多少の増減はあるが、大體笞杖徒流死の五等で、隋の高煬が經世の才を以つて科律を定め、笞は十より五十に至り、杖は六七十百に至り、徒は一年より三年に至り、流は千里より二千里に至り、大辟即ち死刑は絞、斬の方法をとることにし、前代の鞭刑、梶首、蠟裂の法を蠲損した。この高煬の新制度は支那刑法史上、文帝の肉刑を除いたことと共に一大エポックを作つたもので、唐もこの制度を遵用し、たゞ流刑は二千里より三千里に至ることになつた。而して笞杖の刑は皆竹を用ひ、その徒流に坐せし者は杖を加へず、若し杖を加ふる時は即ち役を免す。諸々の徒罪を犯し居作にあたるものは、在京の者は男子は將作監に送り勞役に服し、婦人は少府監に送り裁縫に從事せしむ。京師外の地にある者は、男子はその地の官役に供し、婦人は春穀

の労役に服す。流罪を犯して配流にあたる者は二千里、二千五百里、三千里の三等、而も流罪の重きものは加役流とて流三千里、役三年である。宋になつてから太祖即位するや、乾徳元年三月、吏部尙書張昭等詔をうけて刑法の改正を行ひ、宋としての新しい刑法が出来た。それは脣杖の制とて竹笞に代へて木杖を以つて刑を施行し、その代り數を減折して笞一百なれば脣杖二十に折減した。杖は木にて作り筆より大きく、長さ三尺五寸、大頭の闊さ一寸に過ぎず、厚さ及び小頭の徑は九分に過ぎず、小杖の方は長さは四尺五寸、大頭の徑は六分、小頭の徑は五分と定めた。而して徒罪を犯す者はこの杖を加へて役を免じ、即ち徒三年は脣杖二十、二年半は脣杖十八、二年は脣杖十七、一年半は脣杖十五、一年は脣杖十三と改め、流罪を犯す者は杖を加へて役に配すこととした。即ち加役流とて流罪の一番重さものは脣杖二十配役三年、流三千里は杖二十配役一年、二千五百里は

脣杖十八配役一年、二千里は脣杖十七配役一年と改め、情の最も重きものには加杖刺配の刑を課した。これは杖を加へられ面に入墨されその上に遠近の配所に行きて勞役に服するので、徒流杖の三者を兼ね課せられた上に黥せられるのである。世が降るに従つて犯罪者も多くなり、在來の刑罰にては禁止出来ず、従つて刑は自然と重くなつてくる一方である。
長編卷三百二十八に神宗の元豐五年七月壬午に發せられたる詔が載せられてあるが、その中に、

三代之時、民有^ニ疆井^ニ、分^ニ別圻域^ニ、彰^ニ善^ニ、憚^ニ惡^ニ、人重遷徙^ニ、故以^ニ流爲^ニ重^ニ、後世之民、遷徙不^ニ常^ニ而流不足^ニ治也、故用^ニ加役流^ニ、又未足^ニ懲也、故有^ニ刺配^ニ、猶未^ニ足^ニ以待^ニ、故又有^ニ遠近之別^ニ。

とは流罪の變遷を要領よく述べた言である。罪人に黥することも五代に始りたるが如し。宋の高承の撰せる事物起原卷十に

溥五代會要曰、晋天福三年八月、左衛從人韓延嗣、徒二年半、刺面配華州發運務、蓋唐雖有配流諸州之文、此始有配法、而刺面當起於是也、

とか、丘濬の大學衍義補卷百五に、

流配、舊制止於遠徒、晋天福中、始創刺面之法、遂爲戢姦重典、宋因其法、などあつて、五代に起原せるを述べてゐる。我が國の徳川時代の學者なる伊藤長胤の著せる制度通卷十にも、

徒といふは疏議に徒者奴也、蓋奴辱之」といへり。(中略)男女の罪あるものを、その科代に一處にとめちさせて、普請細工等をさせ、罪の輕重によりて年數あることなり。漢の時に城旦春、鬼薪、白粲、隸臣妾、後漢の輸作左校等、曹魏の作刑、隋唐の居作、配、五代宋の配役、刺配など名はかはれども何れも徒罪のことなり。徒(註、配の

こと)といふこと五代晋の天福の比よりはじめりて、入れ墨をして配するによりて、是を刺配といふ。宋より以來もこれありて、明に刺字と云ふ。

とあつて、五代より刺配なる刑が始まれるを言つてゐる。宋これを承けて刺配の法を行つたのであるが、五代時代に比してその條文非常に多い。前代に於て流罪の一番重いものとされてゐたる加役流でも役が満つると放たれ、或は赦に會ふと免ぜられる。然るに宋代の刺配は徒流杖の刑を課せられる上に、更に黥せられ遠惡なる地に配置され、勞役に服して一生を終る。流配される所の遠惡なる州軍には、何等の制限なき故、これ亦その時々の官吏の意向にて、勝手に如何なる僻遠の地にでも配することが出来る。

宋代世が降るに従つて刺配の條文が多くなつて来る。真宗の大中祥符編勅には刺配の罪四十六條、仁宗の天聖編勅には五十四條、同じく慶歷編勅には九

十九條、^{仁宗}の熙寧頃には二百餘條に増加してゐる。この様に刺配の條文が増加しことて黠徒の

遠惡の地に配置さる者頗る多くなり、張方平の請

但是犯人徒流遷徙の、都臉上刺字、怕人恨怪、只喚做打金印、

とあり。

減^二刺配刑名^一の上奏をした仁宗の慶暦年間には、かかる黠徒の配された州郡の中には、あまりに多數送りこまれることとて、その處置に困り、往々上奏して

配當さるを一時止めんことを願つてゐる有様であつた。尙ほ元の施耐庵の作と云はる水滸傳を讀むと、その中に現はる豪傑の一人、禁軍の教頭林冲が、當時即ち徽宗時代の權力者高俅の意にさからひ、冤罪によつて、脊杖さること二十、顔に入墨せられ渝州の牢城に流配さることがあるが、宋代刺配の實狀を彷彿せしむるものがある。水滸傳第七回の林教頭刺配渝州道の所に、

此日府尹（開封府尹）回來陞廳、叫林沖、除了長枷、斷了二脊杖、喚箇文筆匠、刺了面頰、量地方遠近、該配渝州牢城、（中略）原來宋時、

この様にして罪人の顔に入墨されたものが各地方官廳に配當され、使役に服したもののが廂軍である。從つて廂軍に入墨あるは當然である。

配流される地方は宋史^{卷一百一}刑法志配役の條によると、國初は西北邊に配隸してゐたが、これ等は多く逃亡し塞外に出でゆき、羌人を誘ひて寇をなすに至つたから、遂に太宗の時より西北邊に配するをやめ、これより南方の諸州縣や登州の沙門島及び通州の海島などに配流した。沙門島や通州の海島にては彼等を用ひて海水より鹽を製造してゐたのである。大學衍義補^{卷一百一}によると太宗太平興國四年からのことと云ふ。犯罪人の配隸されない地方にては、犯罪人代るべき人を招募して使役に供したので、廂軍の中でも諸司の募る者は役兵と言ひ、諸州の募るものは

本城廂兵と言つた。彼等にも亦矢張入墨するのが普通である。

次は郷兵の入墨について論ぜん。これについては宋史兵志卷百九十一、郷兵の條を見るも、入墨せし事實を多數發見す。ここに二三の例を擧げんに、河東陝西弓箭手の所では、

自備弓馬、涅手背爲弓箭手、

とか、河北河東陝西義勇の所では、

河北河東陝西義勇、慶曆二年、選河北河東強壯、並抄民丁、涅手背爲之、……熙寧初、樞密使呂公弼請、以河北義勇、每指揮揀少壯藝精者百人、爲上等、手背添刺上等字、

など見ゆ。王安石の行つた保甲法も一種の義勇兵制度であるが、これには入墨は行はなかつた。彼の保甲法を辯護せる辭の中に（宋史卷百九十二兵志、長編卷二百十三群書考索後集卷四十兵制門）、

義勇以良民爲之、當以禮義獎養、今皆倒置、

とあつて、今迄の郷兵には手に入墨せしを、保甲制度實施によつてその弊を改めたことを得意に述べてゐる。その他郷兵に刺墨せし例は長編、長編紀事本末、群書考索などのみにても多數の例あり。郷兵を悉く刺點せしかと謂ふに然らず、例へば長編卷二百三治平元年十月の司馬光の上奏に、

敕榜云、使之守護鄉里、必不刺充正軍、屯戍邊境、榜未收、而朝廷盡刺充保捷指揮、令子

邊州屯戍、

と見ゆ。こは英宗の治平元年十一月、陝西諸州にて、主戸について三丁に一人、六丁に二人、九丁に三人を選び、刺墨して義勇兵となしたに對し、司馬光が反対して上言したる一節であつて、治平の刺手より以前には康定慶曆頃に陝西の民を籍して刺墨せしことあ

也、又使運糧、人不樂三也、

るを指摘してゐる。群書考索後集卷四十一兵制門民兵の條を調べるに、康定慶曆の前には、范仲淹が寶元中に西夏の李元昊を撃ちた際、延州地方の郷兵に手に刺墨せし例のみである。郷兵即ち民兵は太祖の時からあるが、名實共に義勇兵で郷土を守り、事變あれば從軍し、終れば農に歸る状態であった。しかるに仁宗の寶元、康定、慶曆頃には、宋の西北に在る西夏に李元昊が出で、大夏皇帝を自稱し、宋の西北邊即ち陝西地方に連年侵入し來り、宋では韓琦、范仲淹をして之れが討伐にあたらせたが、仲々成績上らず、宋にては國家の歲出入と云ふものは、この頃から急に膨脹し來り、兵力の不足を告げた結果、ここに遼及び西夏に接せる國境の諸地方即ち河北河東陝西方面の民兵の戦鬪力を強化し、以つてこれ等缺陷を補ふ策に出た。當時の正規軍には黥面する制度あり。民兵の力を正規軍同等に高めるには、それと同様の制度に従はざる可からずとて、ここに黥面に非ずして

手背に入墨する方法をとつた。宋代民兵に入墨し始めたのは、この頃即ち仁宗の寶元、康定、慶曆頃にあるとと思はる。しかも禁軍廂軍の如く顔にせずして手背になせるは民兵の特色であつて、國家の傭兵である禁軍廂軍と、義務兵である郷兵即ち民兵との差違によつて、民兵には軽く手背に入墨したのである。故に民兵より正規軍になす場合には改めて顔に入墨した。長編卷一百三十五に、

慶曆二年、三月乙卯、中書樞密院奏、乞簡ト河東弓手有武勇者、不刺面爲義勇指揮、陝西弓手、刺面爲保捷指揮、從之。(註、保捷は陝西にありたる禁軍の名)とか、長編卷一百三十六にある司馬光の言に(龍川別志卷下に見ゆ)、

とかあるが如し。南宋になつても民兵は矢張り手に刺墨したもののが如く、建炎以來繫年要錄卷一百六十二に、

紹興二十一年五月辛亥、右朝奉大夫知大安軍張輔世、代還言、四川惟利州一路、創置義士、悉於保丁内選充、而文其手、

と見ゆ。要するに民兵の特色は手背に入墨するにあり。

次は蕃兵である。蕃兵即ち士兵は民兵の一種であつて、只人種が異なるのみ。民兵に入刺する以上は、士兵にも亦これ有るは當然である。宋史卷百九十一兵志に

見ゆる熙寧七年三月王韶の上言に、

今蕃兵各願下於左耳前刺蕃兵字上從之、
と。又同書同卷元豐三年の條に、

凡募弓箭手、蕃捉生強人山河戶(中略)皆涅於手背、

とか、同書同卷崇寧五年の條に、

蕃民既刺手背爲兵、安可更出租賦、
とか、同書卷百九十一兵志、熙寧七年所に、矢張り王韶の言として、

其蕃弓箭手、並刺蕃兵字於左耳、以防漢兵之盜殺而效首者、

と見ゆるのや、同卷に、熙寧八年五月李承之に詔して蕃兵法を參定せしめたことを載せ、十一月には詔じて陝西の蕃兵を採用するにあたりては、悉く手背に涅刺するを言つてゐる。蕃兵に刺墨せしは右に列舉せる宋史の諸例で充分明かにし得るから、他の諸書の例は省略する。

以上私は宋代の軍隊なる禁軍、廂軍、鄉兵、蕃兵の各々には、原則として刺墨する制度あるを例を擧げて述べて來た。勿論時には刺點せぬ軍隊もあつた。しかしこれは特別なものである。その刺墨する場所も大體禁軍、廂軍は顔に、鄉兵、蕃兵は手背になす區別あり。又先に擧げし例の如く、蕃兵には左耳に刺したる場合もあり、或は又宋の莊季祐の撰せる難肋編卷下に見ゆる張俊の軍に於いては、卒の少壯長大なる者を擇んで、臀より足に至るまで全部入墨し、こ

れを花腿と云つたとあるが、これ等は皆特別なものである。元來軍隊に刺鯨することは、原則として逃亡を防がんがためで、その起原の所に於いて述べて置いた。支那に於いては今日でも招兵とか、拉夫とか、拉卒とか云つて、市井田野にある青壯年を暴力を以つて捕へ、強制的に無理無體に軍隊に編入する。

宋代に於いても亦かゝる強制招募が行はれた。宋史卷一百三十一兵志召募の制の所に、徽宗の宣和頃の拉夫の有様を述べ、

宣和四年三月、臣僚言、竊聞道路洶洶相怖云、諸

軍捉人、刺涅以補闕額、率數人驅一壯夫、且曳且駁、百姓呼呼、或齧指求免、日者金明池人大

和會、忽遮門大索、但長身少年索之而去、云充軍、(中略)捉人於途、實虧國體、流聞四方、傳播遠邇、殊爲不便、伏望亟行禁止、以弭疑畏、

と。無辜の人々を捕へ直ちに刺涅して以つて軍の缺と。

宋代軍隊の入墨について

員を補ふ。中には自から指をかみきり、不具者となつて免れんことを計るものすらあり。この外宋史卷一百三十一兵志には、

三十

兵志には、

咸淳季年、邊報日聞、召募尤急、官降錢甚優厚、

強刺平民、非無法禁、所司莫能體上意、執

民爲兵、或甘言誑誘、或詐名賈舟、候負販者群至、輒載之去、或購航船、人全船疾趨所隸、

或令軍婦治容誘于路、盡涅刺之、由是野無

耕人、途無商旅、往往聚丁壯數十、而后敢入市、民有被執而赴水火者、有自斷指臂以求免者、有與軍人抗而殺傷者、無賴乘機假

名爲擾、

と。これは宋末度宗時代の有様で、甘言で誑ふたり、だまして船に乗せてつれ去つたり、客を乗せて航行中の船ぐるみ買ひとつたり、女に化粧させてエロじかけて誑つたりして兵を集めたらから、市井田野には青年者の人影なく、市に行く必要あれば團隊を作つ

第二四卷

三九九

て行く。かくて捕へられた者の中には水火に赴いて死する者もあり、自から指臂を断つて免れんことを計る者あり、或は軍人と抗争して殺傷される有様であつた。又建炎以來繫年要錄卷十七紹興四年六月の條には、

先レ是、行在諸軍、多強刺二平民一爲レ兵、人有二斬一
手指一以自免者、

と。これ亦自から手指を斬つて強制徵集を免れんとしたのである。その外繫年要錄には、卷百五十五に、

紹興十六年、四月丙寅、御史中丞何若言、諸路多執二平民一強刺二人情不レ安、非二太平肅靜之意、望

嚴行二禁載一從二之、

とか、同書卷百六十一に、

紹興二十年、七月丙子、上諭二大臣一曰、近進士鄧

楷上疏、論下諸軍強刺二平民一爲レ兵非二便、

とか、同書卷百七十九には、

紹興二十八年、春正月己巳、殿中侍御史王珪言、

殿前馬步軍三衛、彊刺二平民一爲レ軍、詔三衛一分二月招補、而所
是殿前司額數千人、詔三衛一分二月招補、而所
遣軍士、利其例物、往往驅掠市人、以充數民
以樵採魚鰐爲業者、皆不敢入行在、至有
招ニ刺輦官者、自行在一至二衢婺數州一道路之間、
商旅不行、遠近大擾、
と。これは市人を招刺して不足なるにより、輦官ま
でも驅掠するに至つたことを述べてゐる。かかると
とをなすは再三禁止され、この時も改めて禁止した
るにも不拘、その效無く、同書卷百八十四の紹興三十年正
月丁酉に宰執が奏して曰く、
三衛強刺二平民一充レ軍、乞約束、上曰、已先戒三
司二不得一強刺、云云、
とあるが如く、又同書卷百八十七に、
紹興三十年、十二月戊申、左朝奉郎知嚴州樊光遠
奏、三衛誘略近郡平民一爲レ軍、乞自今軍下不
許ニ收刺、遇有ニ額一均下ニ諸州一招填、庶幾軍

無闕額・民獲_中安堵上

と見ゆる如く、支那にては、兵卒は好人不_レ當_レ兵と言ふ諺のやうに人間の中でも最も劣等とされてゐる以上、普通の人は兵士となるを好まず、ここに強制徵集して闕額を補ふ必要に迫られるのである。強制徵集されて不平不満のまゝに軍務に從事する故、何かの機會あれば逃走せんとす。ここにこれを食止めんとしての一手段として生れたのが黥面涅手の制である。しかしそれでも逃走はやまない。宋史卷九十三兵志に、

崇寧四年十月、尚書省言、今所在逃軍聚集、至_レ以千數、小則驚動鄉邑、大則公爲_レ劫盜、……近日熙河一路、逃者幾四萬、……逃亡軍人、所在皆有、開禧元年、參知政事蔣芾言、在_レ內諸軍、每月逃亡不下_レ四百人、

紹定四年、臣僚言、蓋州郡苟_レ養兵之費、所_レ招無二三、逃亡已六七、

宋代軍隊の入墨について

など見ゆ。或は宋の張守の撰せる毘陵集卷一論禁軍逃亡劄子には、

臣訪聞、行在禁軍、近日頗有_レ逃亡、

とか、建炎以來朝野雜記甲集卷十に、

在_レ內諸軍、每月逃亡事故、常不_レ下_レ四百人、

などあつて、逃走は黥面涅手しても止まない。よつて、嚴刑を以つて彼等に臨んでゐる。宋史卷一百九兵

志によると、逃亡の法は國初以來實施され、國初は禁軍逃亡すること満一日なれば斬に處せられた。仁宗の時、満三日と改められ、更に神宗の熙寧五年には満七日に改められた。以後時に寛厳あり、流配の法なども併せ用ひたが逃亡は止まない。逃亡することによつて凍死し、餓死しても、歸隊することを好まないのであるから、たとへ百の嚴刑を行つても、たとへ全身に入墨しても、逃亡はやまないであらう。長編卷九十五

仁宗嘉祐六年、十一月、詔、如_レ聞諸處逃軍、藏匿

民間、或在山谷、寒餓轉死者甚多、其令開封府及轉運司、出榜曉示、限兩月、首身、除其罪、とある如く、死に至るも逃亡してゐる。

以上宋代軍隊の鯨面涅手の有様を述べて來た。この風は面白いことには宋の次の元時代になつても、宋軍の名残りとして、一部手記軍、手號軍、涅手軍なる名稱にて殘つてゐる。續文獻通考卷百二十七兵制の所に、宋の遺軍として、生券軍、熟券軍、請糧軍、通事軍、福建僉軍、江南鹽徒軍、土兵などと共に手記、手號、涅手諸軍の名が見え、又卷百二十八にもこれ等は宋の遺軍で元につたはりたる郡國の兵、鄉兵と記してゐる。事實先きに述べたる如く、宋代鄉兵に涅手する制度あり、手記、手號も涅手のことを言ふのであり、元へは禁軍、廂軍の鯨面の制度はつたはらず、涅手兵のみが傳つたやうである。しかし宋末元初頃は宋の將軍兵士にして元に降伏する者多く、元ではこれ等

元の軍隊中には鯨面の兵卒もあつた筈である。かく我が元寇の役の繪卷物なる竹崎季長の蒙古襲來繪詞中に見ゆる元軍中に、顔面の非常に黒いものあり、これら等は鯨面軍を描けるものではなからうか。しかしながら元代には正規軍を鯨する制なし。これを以つて宋代正規軍の鯨面の制は傳らずして只元は各地の宋の郷兵の存在を許し、これを召集したるによつて、宋代涅手の郷兵も残り、涅手軍、手記軍、手號軍なる名にてよばれ、元の最後の天子順帝時代にも手號軍のあることが、元史卷十四順帝本紀に見ゆることからしても、元一代を通じて存在したのである。かく名稱は存するが、恐らく元になりてからは、その新軍に對しては手背に刺墨しなかつたであらう。元史卷三十一世祖本紀、及び卷十九兵志によるに、

(例) 館之母文其手（本紀）

宋有手記軍、死則以兄弟若子繼、詔依漢軍

と。元になりて編成されたる當初は涅手なりしによ

り、涅手、手記、手號などとの名を付したのであらうが、後には名を残し實は失つてゐたのであらう。而もこれら等は代々世襲し、涅手、手記、手號諸軍士の子は又

涅手、手記、手號軍士となつたのであらう。

昭和十一年十二月三日稿了

(1) 章俊卿の群書考索後集卷四十一、兵制門の州兵の條には、

古者、凡國之役、皆調^レ於民、宋有^レ天下、悉役^レ庸軍^レ、凡役^レ作營^レ、民無^レ與焉、

とあつて、一般人民は國家の役作營籍に關係せずとなつてゐるが、通鑑長編紀事本末卷六十六には、

自^レ五代後、凡國之役、皆調^レ於民、故民以^レ勞弊、宋有^レ天下、悉役^レ庸軍^レ、凡役^レ非^レ工徒營^レ、民無^レ與焉、故天下

民力完固、承平百年、

となつて群書考索とは反對になつてゐるが、群書考索の方が正しい。

(2) 宋史卷百九十二に王安石曰、唐以前、未^レ有^レ廝兵、然亦可^レ以

戰守^レ、

(3) 建炎以來繫年要錄卷十五にも八字軍のことが見えてゐるが、ここでは單に八字軍とのみあつて、文字は記してない。

(4) 建炎以來繫年要錄卷百五十一に、

詔、今後臣僚有^レ面刺^二大字^一或燒炙^二之人、許^レ入見^レ、時諸

宋代軍隊の入墨について

將多起^レ於群盜^一、上既命更迭入朝、統制官李用者、面刺^二雙旗^一、閭門以爲^レ疑、故審於上^一、而有^レ三司命^一、

とあり。

(5) 宋代に至るまでの刑法の變遷は、樂全集卷二十四。請減^ニ刺配刑名^一の條、宋史刑法志、長編卷四乾德元年三月の條に

よりて説明した。

(6) 舊唐書卷五十刑法志には、太宗の時に斷趾法を除き、改めて

加役流^一となし、流^ニ三千里、居作^ニ二年となしたとあつて、居作即ち役は二年となつてゐる。これは三年の誤りであらう。

(7) 丘濬の大學衍義補卷百四に、

唐之流刑、既定^ニ單數、又於^ニ此外^ニ有^レ所謂加役流者、於^ニ

衆流之上、宋因^ニ唐制、每流各加以^ニ秋^一而配^ニ役、則是^ニ

刑之中、兼用^ニ徒流杖三者^ニ矣、本朝^ニ明^ニ流罪、惟有^レ杖而

不^ニ配^ニ役、比^ニ宋爲^レ輕矣、

とあり。制度通卷十三にも引用してゐる。

(8) 長編紀事本末、卷六十六、議減兵雜類の條による。

(9) 刺面が刺手より重くて人々が嫌つたことは、長編卷百三十
四年に、

慶曆元年、十月己丑、御史臺推直官祕書丞李宗易貢、奉
レ詔之^ニ河東^ニ募^ニ強壯^ニ充^ニ軍、其強壯避^ニ刺面^ニ多逃逸、乞

止^ニ刺^ニ其手^ニ從^ニ、

と見えてゐる。

(10) 刺鷹せぬもの二三例を擧げんに、長編卷百三十四に、

仁宗慶曆元年、冬十月癸未、鄜延都藍種世衡請、募^ニ青澗城土丁^ヲ、不^レ刺^レ面、別名爲^ニ一軍^ヲ、從^レ之、

建炎以來朝野雜記甲集卷十八に、

諸軍效用者、諸軍皆有^レ之、不^レ涅^レ其面、廩賜厚於正軍、建炎間、其數猶少、紹興七八年後、則漸衆矣、

(11) 雜肋編卷下に、

車駕渡江、韓劉諸軍、皆征戍在外、獨服後一軍、常從^ニ行在^ヲ、擇卒之少壯長大者^ヲ、自^レ臂而下文刺至^レ足、謂^ニ之花腿、京師舊日、浮浪輩以^レ此爲^レ誇、今既效^レ之、又不^レ使^ニ之逃^レ於他軍、用爲^レ驗也、然既苦楚、又有費用^ヲ、人皆怨之、加之營第宅房廊^ヲ、作^ニ酒肆^ヲ、名^ニ太平樓^ヲ、般運花石^ヲ、皆役軍兵^ヲ、乘卒諱曰、張家裏裏沒^レ來由^ヲ、使^ニ他花腿擡^ニ石頭^ヲ、聖猶自救不得^ヲ、行在蓋起^ニ太平樓^ヲ、

とあり。

(12) 文藝春秋卷十四の第二號所載の海軍中佐三上射鹿氏の支那狩獵経譯なる實話の中に、現今行はれてゐる拉卒の有様が述べられてゐる。

(13) 宋史卷三百八十四蔣芾傳にも見ゆ。

(14) 箕内互博士遺著蒙古史研究所収「元代の官制と兵制」頁八〇八にも簡単なる元代の手記、手號、涅手軍の説明あり。

(15) 元の日本遠征軍中に、確かに縣面の兵士が居たことは、元史

卷十三、世祖本紀に、數^ニ囚徒^ヲ、黥^ニ其面^ヲ、及招^ニ宋時叛^ニ私鹽^ヲ者^ヲ爲^ニ水工^ヲ、以征^ニ日本^ヲ、あることによりても判る。

(16) 長編卷一百十四、熙寧三年八月中書の言による。
例物は利物の誤ならん。南宋の李彌遜撰筠溪集卷一、東南募兵畫一狀の所に利物とか招軍利物の語見ゆ。